

◇ 労働者災害補償保険法

■他の社会保険との調整（法14条2項）

休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金を受けることができるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に別表第一第1号から第3号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第1号から第3号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

（1）年金間の調整

ポイント → 同一の事由による障害や死亡が原因で、労災保険の年金給付と厚生年金及び国民年金（業務上外を問わない）の年金給付が支給される場合は、その種類に応じて、労災保険の年金給付額に別表の率（0.73～0.88）を乗じて減額し、調整することになっている（社会保険の年金給付は全額支給される）。

ポイント → ただし、調整後、調整前の労災保険給付よりも少ない額となる場合は、調整後の労災年金に変えて、次の額が労災保険側から支給される。（調整前の労災年金の額－社会保険の年金の額）。

ポイント → 「同一の事由」であるから、例えば障害厚生年金を受け取っている人が障害補償年金（労災年金）を受け取る場合、障害厚生年金を全額受け取ることができるが、労災年金は0.83の調整率がかけられ全額を受け取ることはできない。しかし、障害厚生年金を受け取っている人が遺族補償年金（労災年金）を受け取る場合、支給事由が異なるため調整は行われない。従って、厚生年金・労災年金とともに全額受け取れる。

ポイント → 労災保険の年金給付と他の社会保険の年金給付との調整は、同一の事由に限り行われるので、老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給者に対して、このような減額調整は行われない。（労災保険は、老齢は対象外）

ポイント → 労災保険と健康保険は、業務上外に区別されて支給されるので調整は不要。

（2）休業（補償）給付との調整

ポイント → 休業（補償）給付の支給を受ける労働者に、同一の支給事由について、障害厚生年金及び障害基礎年金が支給される場合は、休業（補償）給付の額に別表の率（0.73～0.88）を乗じて減額して支給される。（社会保険の年金給付は全額支給される）。

ポイント → 調整後、調整前の労災保険給付よりも少ない額となる場合、休業（補償）給付の場合は、調整前の休業（補償）給付の額から併給される社会保険の年金額を365で除して得た額を減じた額となる。

（3）一時金との調整

ポイント → 同一の支給事由による厚生年金保険の障害手当金と労災保険の障害（補償）一時金は併給されない。この場合には、労災保険の障害（補償）一時金が支給されて、障害手当金は支給されない。

■第三者行為災害（法12条4項）

政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額（かがく）の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

ポイント → 第三者とは、保険者（政府）、保険加入者（事業主）及び受給権者（労働者、遺族等）以外のものをいう。

ポイント → 第三者に損害賠償責任がある時の調整である。例えば、労働者が出張中または通勤途上で交通事故にあったり、用務遂行中の建造物の倒壊、落下物での負傷等がある。このように業務災害または通勤災害が第三者の加害行為によって生じた事故（第三者行為災害）の場合の調整。

（1）労災保険から保険給付が先に行われたとき

ポイント → 第三者から同一の事由について、損害賠償を受ける前に政府が保険給付をしたときは、政府は、その価額の限度で、保険給付を受けたものが第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する（求償という）。

ポイント → （上記の解説） 第三者行為災害が発生した場合、労働者の傷病等が業務上の事由又は通勤によるものであれば、労災保険の給付が行われることとなっている。しかし労災保険の給付はもともと人身損害についてのん補を目的としてるもので、民事損害賠償と同様の性質をもっている。また、被災者等の負った損失を最終的にん補すべき者は、災害の原因となった加害行為等に基づき損害賠償責任を負った第三者であると考えられる。これらのことから、労災保険の給付が第三者の損害賠償より先に行われると第三者の行うべき損害賠償を結果的に政府が肩代わりした形となるので、労災保険法第12条の4第1項の規定によって政府は労災保険の給付額に相当する額を第三者（交通事故の場合は保険会社など）から返してもらうこととなるとしている。

（2）第三者からの損害賠償が先に行われたとき

ポイント → 保険給付を受けるべきものが、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる（控除という）。

ポイント → （上記の解説） 同一の事由により、第三者から損害賠償を受け、さらに労災保険の給付が行われると、損害が二重にん補されることとなり、被災者等は計算上利益を生ずることとなってしまう。そのため損害賠償のうち、労災保険の給付と同一の事由に相当する額を控除して給付を行い、損害の二重ん補という不合理を避けることとされる。

（3）調整の範囲と限度

① 第三者行為災害の場合に、調整の対象になるのは、保険給付と同一の事由に基づく損害賠償に限られる。したがって、精神的苦痛に対する慰謝料、見舞金等は含まれない。

② 被災労働者が受けた損害賠償額が法定の保険給付を上回る場合には、政府は保険給付を行わない（全額不支給）。しかし、その損害賠償額が法定の保険給付の額に達しない場合には、その差額について保険給付が行われる。

③ 調整は、損害賠償の価額の範囲内で、次の期間を限度として行われる。

- ・求償……災害発生後3年以内に支給事由の生じた保険給付につき、災害発生後3年
- ・控除……災害発生後7年以内に支給事由の生じた保険給付につき、災害発生後7年。

④ 自賠責保険等に対する請求権を有する場合について

- ・自動車事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等(自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済)による保険金支払のどちらか一方を受けることができる。この場合、どちらを先に受けるかについては、被災者等が自由に選べる。
- ・自賠先行の場合には、同一の事由について自賠責保険等から支払われる限度額まで労災保険の給付は控除される。また、労災保険の給付を先に受ける場合には、同一の事由について自賠責保険等からの支払を受けることはできない。
- ・なお、自賠責保険等に引き続いているいわゆる任意保険(自動車保険又は自動車共済)による保険金支払を受けるか、若しくは労災保険の給付を先に受けるかについても、自賠責保険等と同様に、被災者等が自由に選べる。

(4) 示談

受給権者と第三者の間に示談が行われている場合、当該示談が次に掲げる事項の全部を満たしているときに限り、保険給付を行わない。(基発)

- ・当該示談が真正(錯誤や脅迫などではなく両当事者の真意によること。)に成立していること。
- ・当該示談の内容が、受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権(保険給付と同一の事由に基づくものに限る)の全部のてん補を目的としていること。

ポイント → 受給権者が示談額以外の損害賠償の請求権を放棄した場合、政府は、原則として示談成立以後の労災保険の給付を行わないこととなっている。例えば、労災保険への請求を行う前に100万円の損害額で以後の全ての損害についての請求権を放棄する旨の示談が真正に成立し、その後に被災者等が労災保険の給付の請求を行った場合、仮に労災保険の給付額が将来100万円を超えることが見込まれたとしても、真正な全部示談が成立しているため、労災保険からは一切給付を行わないこととなる。

ポイント → 示談成立前に保険給付が行われているものについては、政府は求償を行う。

(5) 第三者行為災害についての届出

保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたときは、保険給付を受けるべきものは、その事実、第三者の氏名及び住所(わからないときは、その旨)、被害の状況を、遅滞なく、所轄基準監督署長に届け出なければならない。

■民事損害賠償との調整 (事業主に民事損害賠償責任がある場合の調整))

使用者に安全衛生法違反などがある、安全配慮義務違反や不法行為として責任が発生する場合、保険給付を超える損害については、使用者は民法上の損害賠償義務があり、被災労働者又は遺族は使用者に対して民法上の損害賠償請求ができることになっている。

そこで、保険給付と損害賠償額の調整が問題となる。

①先ず、既に支払われた保険給付の額は、使用者がなす損害賠償から控除される(労基法84条2項)。但し、保険給付は、主として逸失利益の補償だけを行うもので、慰謝料や入院雑費・付添看護費等の補償には影響を与えるとされる(最二小判昭62.7.10)。

ポイント → 労基法84条2項 ⇒ 「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる」

②年金で支給される将来給付分はどうか。

最高裁は、将来給付分の控除を認めていない(最三小判昭52.10.25)。この判例を受けて、労災保険法が改正され、使用者は損害賠償を支払うべき場合にも、障害補償年金または遺族補償年金

の「前払一時金」（給付基礎日額の 1000 日分の補償）の最高限度額までは損害賠償の支払を猶予され、この猶予の間に前払一時金又は年金が現実に支払われたときは、その給付額の限度で損害賠償責任を免除されることになっている（法附則 64 条）。

ポイント → 「免責」という。損害賠償の責任がなくなり、債務が消滅する。

③民事損害賠償が先行した場合はどうか。

保険給付の受給権者が、同一の事由について事業主から民事損害賠償を受けたときは、政府は、労働政策審議会の議を経て厚生労働大臣の定める基準により、その価額の限度で、保険給付を行わないことができる。

ポイント → 企業内労災補償は、その制度を定めた労働協約、就業規則その他の既定の文面上労災保険部分を含むことが明らかである場合を除き、労災保険給付の支給調整を行わない。

ポイント → 示談金、和解金は、労災保険が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われるものについては、労災保険給付の支給調整を行わない。

ポイント → 単なる見舞金等民事損害賠償の性質をもたないものについては、労災保険給付の支給調整を行わない。

④逸失利益について

遺失利益についての民事損害賠償を受けた場合の支給調整は、次の①又は②いずれかの短い期間（調整対象給付期間という）の範囲で行う。

ポイント → 「逸失利益」とは、一般的には加害がなければ被害者が得たであろう利益をいう。

労災の場合は、災害がなければ稼働して得たであろう賃金分をさす。

ポイント → 介護（補償）給付に係る調整対象給付期間は、同給付に係る障害（補償）年金または傷病（補償）年金の調整対象給付期間と同一の期間とされる。

ポイント → 就労可能年数は、67 歳を基準として各年齢ごとに定められている。なお、遺族（補償）年金については、死亡労働者の生存を仮定した場合の就労可能年数とされる。（原則として 67 歳まで。67 歳を超える方は、統計上の平均余命の 2 分の 1。67 歳までの年数が統計上の平均余命の 2 分の 1 よりも短くなる方については、平均余命の 2 分の 1。ただし、職種、地位、健康状態、能力等によって、異なる判断がなされる場合がある）。

ポイント → 遺族（補償）年金の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整を行わない。（基発）

| | ① | ② |
|----------------------|---------------------------|--------------------|
| 障害（補償）年金 遺族（補償）年金 | 前払一時最高限度額相当期間の終了する月から起算して | 9 年が経過するまでの期間 |
| 傷病（補償）年金 | 支給事由の生じた月の翌日から起算して | 就労可能年数を超えるに至るまでの期間 |
| 休業（補償）給付 | 災害発生日から起算して | |

※次回は、「特別支給金」、特別加入制度、不服申立て等を行い。労災保険法は終了したいと思います。次々回以降、労働法に関するご希望がありましたら、それを優先して行いたいと思います。